

統計改革推進会議

【目的】 政府全体におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）の定着、国民のニーズへの対応等の統計行政部門を超えた見地から推進するため、関係閣僚等で構成する統計改革推進会議を設け、改革の大きな方向性を取りまとめるとともに、改革の進捗状況をチェックする。

【任務】 以下に掲げる抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備について検討し、具体的な方針を取りまとめ、今夏の骨太方針に反映するとともに、統計委員会、関係府省等が連携して進める具体的取組の進捗状況をチェックし、改革を後押しする。

- ・ EBPM推進体制の構築
- ・ 生産面を中心に見直したGDP統計への整備等
- ・ GDP統計の精度向上等経済統計の改善
- ・ 統計システムの再構築（利用者視点に立った信頼性向上等）
- ・ 統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討、人材の育成・確保、業務の効率化等）

【構成員】 （閣僚等）官房長官（議長）、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、日本銀行総裁
（有識者）統計に関する専門知識を有する者9名（別紙）

幹事会

【構成員】 （行政機関等）副長官補＋関係府省及び日本銀行の局長クラス等
（有識者）推進会議の有識者
（経団連）経済財政委員会統計部会長

コア幹事会

＜事務局＞統計改革推進室

統計改革推進会議 有識者

(五十音順)

氏名	役職
伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
金本 良嗣	電力広域的運営推進機関理事長 政策研究大学院大学特別教授
川崎 茂	日本大学経済学部教授
新家 義貴	(株) 第一生命経済研究所主席エコノミスト
西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
橋本 英樹	東京大学大学院医学系研究科教授
宮川 努	学習院大学経済学部教授
美添 泰人	青山学院大学経営学部プロジェクト教授
渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科教授

統計改革推進会議の進め方について(案)

平成28年12月21日

「統計改革の基本方針」決定

平成29年 1月24日

「統計改革推進室」設置

2月 3日

第1回 統計改革推進会議

検討課題

- ・ EBPM推進体制の構築
- ・ 生産面を中心に見直したGDP統計への整備
- ・ GDP統計の精度向上等経済統計の改善
- ・ 統計システムの再構築（利用者視点に立った信頼性向上等）
- ・ 統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討、人材の育成・確保、業務の効率化等）

検討

幹事会・
コア幹事会
(随時)

4月中旬目途

中間報告

(具体的な方針の調整)

5月中旬目途

具体的な方針を取りまとめ

反映

骨太方針

(概算要求等)

(法律改正の検討等改革の推進)

12月以降

進捗状況をチェックし、改革を後押し

統計改革の現状と課題（主なもの）

検討項目	現状	課題
1. E B P M推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 統計等が政策立案に十分に使われておらず、E B P M（証拠に基づく政策立案）が定着していない 統計作成部局と政策立案部局との連携が不十分 E B P Mを推進するための体制・人的資源が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> E B P Mを徹底する方針の確立 統計ユーザーのニーズが統計作成部局に伝達され、統計の改善、更なる政策立案につながる仕組みの確立 E B P Mの推進のための体制整備
2. 生産面を中心に見直したG D P統計への整備	<ul style="list-style-type: none"> 現在G D Pのベースとなっている産業連関表について、精度確保に限界という指摘。 日本以外のG7諸国では、産業連関表のSUT（供給・使用表）体系への転換により精度確保に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> SUT体系への転換には、産業・商品分類の整備や一次統計の見直しと拡充が必要。 SUT体系転換には、①開発と作成のためリソース（人員、人材、予算）の抜本的な拡充②地方公共団体や調査報告者（企業等）の理解と協力が必要。
3. G D P統計の精度向上等経済統計の改善	<ul style="list-style-type: none"> 関係各省庁（日銀を含む）、有識者の検討を経て、昨年末経済財政諮問会議で「統計改革の基本方針」の別紙 I（G D P統計に用いられる基礎統計の改善）及び別紙 I I（G D P統計の加工・推計手法等の改善）で、詳細な改善項目を決定したところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記取組方針に基づき、別紙 I、I I等の課題や更に取り組みべき課題について、統計委員会で精査・具体化し、着実に実行する。 （特に会議として検討すべき課題がある場合には、今後追加。）
4. 統計システムの再構築（利用者視点に立った信頼性向上等）	<ul style="list-style-type: none"> 政府統計が政策立案に十分使われていない、使われ得るものとなっていないとの指摘。 政府統計の公表、データ提供等に関し、利用者ニーズが十分反映されていないとの指摘。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策立案を支援する政府統計の確立と利用者視点に立った見直しのための枠組みが必要。 官民の統計利用者のニーズを把握し、それを反映していくための枠組みが必要。
5. 統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討、人材の育成・確保、業務の効率化等）	<ul style="list-style-type: none"> 統計調査の回収率の確保のためには、報告者の理解を得る必要があるが、従来から統計調査の負担感・重複感等が大きいとの指摘。 G D P統計の整備、E B P M促進等の改革を継続的に支えるリソースが不十分との指摘。 政府全体のスリム化の一環で統計部門もスリム化した結果、体制が弱体化したとの指摘。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告者の負担軽減や業務効率化等の一層の徹底が必要。 G D P統計の整備等を支える人員、予算等の集中的・重点的な確保が必要。 統計を戦略的に政策に利活用できる人材と、将来の統計の継続的改善を担う専門的な統計人材の確保・育成が必要。

EBPMと統計データ

金本良嗣

電力広域的運営推進機関 理事長

東京大学公共政策大学院客員教授・政策研究大学院大学特別教授

EBPMから見た統計・データ

- ▶ EBPMにおけるエビデンスの構築: 政策が望ましい効果をもたらすかどうかに関する「証拠」を政策決定者に提供.
- ▶ 政策の効果を, 政策以外の様々な要因の影響から抽出・分離する必要.
 - ▶ EBPMにおいては, 政策以外の要因をコントロールするために多数のコントロール変数が必要. ⇒ 多種多様なデータが必要. また, データ間のリンクが必要.
 - ▶ 集計度の高い統計には含まれている情報量が少ないので, 政策の効果を分離することができないケースが多い. ⇒ 個表データ等の利用が必要.
- ▶ EBPM推進のためには多種多様なデータ及び個表(調査票)データを簡単に使うことができるようにしなければならない.
 - ▶ EBPMを実務で活用するには, 時間及び資源の制約を克服する必要.
 - ▶ 多種多様なデータには調査統計のみならず行政(業務)データや民間のデータが含まれる.
 - ▶ 各種データ間のリンクが必要.

- ▶ 共和党のPaul Ryan(下院議長)と民主党のPatty Murray(上院議員)の共同提案による法律(2016年3月30日)で設置. 大統領, 下院議長, 下院のマイノリティーリーダー, 上院のマジョリティ及びマイノリティー・リーダーが3名ずつCommissionerを任命.
- ▶ 以下の3つの目的のために, 政策形成及びデータの維持管理に責任を持つ省庁に関係するデータインベントリー, データインフラ, データベースセキュリティー, 統計プロトコルについての包括的な検討を行う.
 - ▶ ① プログラム評価, 継続的改善, 政策関連研究, 及び費用便益分析を促進するために, 連邦プログラムと租税経費(Tax Expenditure)に関する行政データ, サーベイ・データ及び関連する統計データ・シリーズを統合し, 利用可能にする最適なアレンジメントを決定する,
 - ▶ ② データインフラ, データベースセキュリティー, 統計プロトコルをどう改善するかに関する提言,
 - ▶ ③ アウトカム測定outcome measurement, ランダム化比較試験randomized controlled trials, 及び厳密なインパクト分析をプログラム設計に取り入れるベストな方法に関する提言。

EBPM推進のためのデータ・インフラと法制度

- ▶ セキュリティーを確保したデータセンター: コンフィデンシャルなマイクロデータを政策分析と政府内外の研究者に提供するデータ・センターが欧米各国で設立されている。(米国EBPMコミッション, 第5回会議)
 - ▶ 統計データに加えて, 行政(業務)データも集積.
 - ▶ 個人番号, 企業番号, 住所等を用いて, 各種のデータをリンク.
 - ▶ 厳格なセキュリティ確保策
 - ▶ 隔離されたデータ・センターのサーバー内で統計処理や分析を行う. 分析結果はコンフィデンシャル情報が入っていないことをチェックした後に, ユーザーに送付.
 - ▶ 厳格な持ち物検査等を含む入退室管理を行う施設内だけでの利用(米国FSRDC)や集中型インフラへの遠隔アクセス(フランス, デンマーク等).
 - ▶ ユーザー及び研究プロジェクト内容の審査.
- ▶ EBPMにマイクロデータを活用できるようにするための法制度と国民の信頼確保
 - ▶ 個人情報, 営業秘密等の保護との両立
 - ▶ 利用者と利用目的の範囲
 - ▶ 違反者に対する罰則

<民間等の利用者のニーズの把握と利用者視点に立った見直し>

(主な意見)

- ✓ 潜在的なニーズも含め、ユーザーニーズを発掘し、統計改革に取り入れる仕組みが必要④
- ✓ どの部局にどのような統計等があるのかがわかるようにする必要。その際、どこにどういうデータがどの程度あるかが分かる人を置く必要④
- ✓ 統計の作成方法に関する情報開示の徹底と、公表（調査票情報の提供を含む。）の迅速化、時系列データの充実、同種の統計間の用語の定義の統一などが必要④
- ✓ 統計を改善するためには、使われる必要があり、データのインターフェースを向上と迅速性が重要④
- ✓ 諸外国の状況も踏まえ、統計調査票情報だけでなく行政記録情報をも厳格な安全性の下で利用できるオンサイト施設を整備すべき（まずは、調査票情報から収集し、その後行政記録情報へと拡大）④
- ✓ オンサイト施設は今の段階では調査票情報だけを扱っているが、行政記録情報も入れることで充実したミクロのデータベースが可能となるものであり、この点が目玉④
- ✓ オンサイト施設への行政記録情報の提供を促進するためにも、EBPM推進体制ができたときに、ニーズをどのように汲み上げて、どのような体制をつくっていくかが重要④
- ✓ オンサイト施設の安全性と利便性を担保する制度インフラが必要④
- ✓ 行政機関が他省の行政記録情報を使う場合も、オンサイト施設を使うようにすれば、データが分散する危険を防止可能。税務データなどは、この中以外で使うのは考えられない④
- ✓ オンサイト施設で、自治体の政策部局が固定資産税情報を使えるようになれば、行政サービスも向上④
- ✓ オンサイト施設では、マイナンバーや法人番号で、データが安全にリンクできる仕組みが必要④
- ✓ オンサイト施設による方法だけでなく、クラウドに保存した各種情報にアクセスする機器を配布し、データ持ち出しの際にチェックを行うフランスの事例も参考にすべき④
- ✓ 行政記録情報の提供について、要請にとどまらず、各省に使いやすい形で提供することを命ずることができるくらいの仕組みが必要④⑤